

A map of East Asia showing the Korean Peninsula and surrounding regions. North Korea is highlighted in red, while South Korea and the surrounding landmasses are in light blue. The sea is white. The text is overlaid on the map.

平成19年度

拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への
対処に関する政府の取組についての報告

この文書は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律(平成18年法律第96号。以下「法」という。)第5条の規定に基づき、拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組について報告するものである。

1 総論

政府は、北朝鮮による人権侵害問題に大きな関心を有し、この問題に取り組んできている。特に、拉致問題は、人間の尊厳、人権及び基本的自由の重大かつ明白な侵害であることから、政府は、その解決を最優先の課題と位置付け、国内の体制を整えつつ、北朝鮮に対し直接働きかけを行うとともに、国際会議等の場や二国間の会談・協議などのあらゆる機会をとらえ、問題の解決に向け、最大限の努力を行ってきている。その結果、拉致問題に対する国内及び国際社会の理解は、かつてないほどの広がりをみせ、また深まりつつある。

しかしながら、平成20年3月31日現在、政府が認定している北朝鮮による日本人拉致被害者17名のうち、帰国した方は5名にすぎない。北朝鮮は、残りの12名については、「8名死亡、4名は入境せず」と説明し、「拉致問題は解決済み」として、問題の解決に向け具体的な行動をとっていない。このような状況は極めて遺憾であり、政府としては、今後とも強い意志を持って、北朝鮮側への働きかけを継続し、拉致問題の解決、すなわち、すべての拉致被害者の安全確保と即時帰国、真相の究明、及び拉致被疑者の引渡し等に向け、粘り強く取り組んでいく。

以下では、まず、政府にとっての最優先課題である拉致問題に関し、国内における取組、北朝鮮との協議、六者会合や国連等の国際場裡における取組、及び各国との連携につき俯瞰する。次いで、脱北者問題に対する政府の取組を説明し、最後に北朝鮮によるその他の人権侵害問題の現状につき概観することとする。

2 拉致問題

国内における取組

① 北朝鮮に対する措置の実施

平成18年7月5日の北朝鮮による弾道ミサイルの発射及び同年10月9日の北朝鮮による核実験実施発表を契機に、政府は、すべての北朝鮮籍船の入港を禁止し、北朝鮮からのすべての品目の輸入禁止を含む一連の厳格な措置を実施してきた。これらの措置は、北朝鮮が拉致問題の解決に向けて具体的な行動をとってこなかったことも含めた諸般の情勢を総合的に勘案して決定されたものである。政府は、北朝鮮をめぐる諸般の情勢を総合的に勘案し、平成20年4月、これらの措置を更に6か月継続することを決定した。

② 拉致問題に関する広報

拉致問題への取組に当たっては、広範な国民世論の支持と理解が不可欠である。また、拉致問題は我が国のみならず国際的な広がりを持つ問題であり、その解決には国際的な連携の強化が必要である。そこで、政府としては、国内外の世論を一層喚起することを目的として、日本語及び複数の外国語でパンフレット、小冊子、DVD等を作成している。外務省は、6か国語で拉致問題に関するパンフレット¹を作成している。拉致問題対策本部は、9か国語で拉致問題に関する小冊子²を作成するとともに拉致問題啓発DVD³(9か国語)や、漫画「めぐみ」の外国語版(3か国語)を作成し、同漫画を基にアニメ「めぐみ」DVD⁴(4か国語)を制作した。これらは、政府職員の外国訪問や諸外国要人の来日時等に活用されるとともに、政府や在外公館のホームページに掲載され、また、国内外の講演・集会等の機会にも利用されている。



パンフレット



拉致問題啓発小冊子

さらに、拉致被害者横田めぐみさんの拉致事件を中心に、拉致問題の経緯や被害者御家族による救出活動を描いたドキュメンタリー映画「めぐみ」の上映会を国内の学校等において実施し、人権意識の啓発を推進している。

加えて、国際連携強化の一環として、本国での拉致問題に関する世論の啓発を目的に、日本に招聘した海外報道関係者・専門家及び我が国駐在の海外メディアの特派員に対し、日本政府によるブリーフィングや、関係者との懇談、拉致現場の視察等を実施している。



アニメ「めぐみ」

- 1 外務省HP掲載中 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/pub/pamph/rachi.html>)
- 2 拉致問題ホームページ掲載中 (<http://www.rachi.go.jp/jp/shisei/keihatsu/book.html>)
- 3 政府インターネットテレビ掲載中 (<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg1063.html>)
- 4 <http://www.rachi.go.jp/jp/megumi/index.html> よりダウンロード可能。
政府インターネットテレビ掲載中 (<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg1754.html>)

③ 北朝鮮人権侵害問題啓発週間の実施

法第4条では、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めており、平成19年度においては、拉致問題対策本部、法務省及び外務省が連携し、国内外の有識者を招いた「国際シンポジウム」や著名なアーティストが参加した「拉致問題を考えるみんなの集い」を開催するとともに、関係省庁、地方公共団体においても、市民団体等が主催する国際会議への支援、講演会の開催、ポスターの掲出、チラシ等の配布、メディアによる周知・広報等、同週間にふさわしい活動に取り組んだ(主要行事の概要は以下のとおり)。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間に行われた主要行事

国際シンポジウム「北朝鮮人権状況と拉致問題」

(主催：拉致問題対策本部、法務省、外務省。12月13日。)

北朝鮮問題や人権問題に精通した国内外からの有識者が参加する国際シンポジウムを開催し、拉致問題に焦点を当てつつ、北朝鮮における人権状況の改善に向け国際社会はどのような行動をとるべきか、日本は拉致問題の解決のために国際社会といかに連携していくべきか等について議論を行った。その模様はNHKの衛星放送で放映された。

「拉致問題を考えるみんなの集い」

(主催：拉致問題対策本部、法務省、外務省。12月16日。)

国民に拉致問題を身近な問題として考えてもらうことを目的として、拉致問題への関心が高い池田理代子さん、南こうせつさんを招いて、「拉致問題を考えるみんなの集い」を開催した。

第2回「拉致の全貌と解決策」国際会議

(主催：家族会、救う会、拉致議連。12月10日。)

拉致被害者の家族や救出運動、北朝鮮人権問題活動家が集まり、拉致問題の実態を解明するとともに、解決策を協議し、拉致被害者の救出に関するメッセージを内外に発信することを目的に行われた。タイ、韓国、米国より、拉致被害者の御家族・拉致問題対策の支援者等を招聘した。日本政府からは齋賀富美子人権担当大使等が出席した。同会議において、家族会等により「北朝鮮による拉致解決国際連合」が設立された。



拉致問題を考えるみんなの集い

④ 拉致被害者の追加認定・拉致容疑事案の実行犯等の特定

我が国警察は、平成14年9月17日の日朝首脳会談以降も、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案につき引き続き所要の捜査・調査を進めてきた。平成20年3月31日現在、内閣総理大臣が認定した北朝鮮による日本人拉致事案は、12件17名である。

なお、日本人拉致事件には当たらないものの、平成19年4月12日には、警察庁が、昭和49年6月中旬頃、朝鮮籍の姉弟（高敬美・高剛）が日本国内から北朝鮮に移送された事案を、北朝鮮による拉致容疑事案と判断した。同月26日、本件主犯の洪寿恵こと木下陽子に対する逮捕状の発付を得て国際手配を行った。

また、同年6月13日には、欧州における日本人男性拉致容疑事案の実行犯である「よど号」犯人の妻、森順子及び若林（旧姓：黒田）佐喜子について、逮捕状の発付を得て国際手配を行った（同年7月6日。）。

政府としては、今後も引き続き、所要の捜査・調査を進めていき、新たに拉致と認定される事案があれば、北朝鮮側に対ししかるべく取り上げていく考えである。

また、拉致被疑者については、逮捕状の発付を得て国際手配、北朝鮮側に身柄引渡しの要求等をしている。

日本政府が認定した日本人拉致被害者



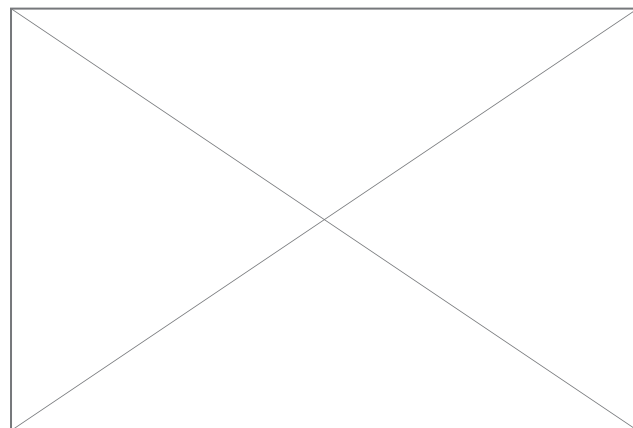
六者会合・北朝鮮との協議

① 六者会合

北朝鮮の核問題を中核的な議題とする六者会合は、平成17年9月の第4回会合において、六者会合が実現すべき目標として、北朝鮮によるすべての核兵器及び既存の核計画の放棄等と並んで、日朝国交正常化や米朝国交正常化の実現等を掲げた共同声明を採択した。

平成19年2月の第5回六者会合第3セッションにおいて、「共同声明の実施のための初期段階の措置」が採択された。この文書では、北朝鮮による寧辺の核施設を活動停止・封印すること等と並んで、「朝鮮半島非核化作業部会」、「日朝国交正常化のための作業部会」など5つの作業部会の設置も決められた。このように、日朝国交正常化が改めて六者会合の枠組みに明確に位置付けられ、日朝協議を行うための枠組みが設けられたことは、拉致問題の解決という観点からも、大きな意味を持つといえる。

また、平成19年10月に採択された「共同声明の実施のための第二段階の措置」においては、同年9月に行われた第2回「日朝国交正常化のための作業部会」を踏まえ、日朝双方は「両者間の精力的な協議を通じ、具体的な行動を実施していくことを約束」したことが明記された。



② 北朝鮮との協議

平成19年2月の六者会合で設置が決まった「日朝国交正常化のための作業部会」は、同年3月の第1回会合に続き、同年9月、ウランバートルにおいて第2回会合を開催した。

同作業部会においては、日朝双方は、今後、日朝平壤宣言にのっとり、日朝間の不幸な過去を清算し、懸案事項を解決して国交正常化を早期に実現するため、双方が誠実に努力すること、また、今後、このための具体的な行動につき協議し、実施していくことで一致した。拉致問題については、日本側は、日朝国交正常化のためには拉致問題の解決が不可欠であることを改めて明確にした上で、①すべての拉致被害者及びその家族の安全確保と速やかな帰国、②真相の究明、③被疑者の引渡し等を要求した。これに対して北朝鮮側からは、拉致問題に関しては、これまで誠意を持ってできるだけ努力をしてきた等の発言があった。

しかし、その後、我が国からの呼びかけにもかかわらず、北朝鮮は拉致問題を含む日朝関係に関し具体的な行動を実施していない。政府としては、日朝平壤宣言にのっとり、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して国交正常化を実現するとの方針に変わりはなく、拉致問題の解決に向け今後も粘り強く日朝協議に取り組む考えである。

国際場裡における取組

① 国連

政府としては、拉致問題の解決のためには、北朝鮮側に強く働きかけるだけでなく、各国からの理解と支持を得ることが不可欠との認識の下、あらゆる外交上の機会をとらえ、拉致問題を提起し、諸外国からの理解と支持を得てきている。

国連総会においては、平成19年11月、日本は拉致問題への言及も含む北朝鮮人権状況決議を欧州連合（EU）と共に3年連続で提出し、採択に向けた働きかけを積極的に行った。その結果、同月には国連総会第3委員会において、同年12月には同総会本会議において、同決議は多数の賛成票（本会議において101か国。昨年99か国。）を得て採択された。採択された決議は、拉致問題を国際的懸念事項である未解決の問題と位置付けた上で、拉致問題に対する極めて深刻な懸念を表明し、北朝鮮当局に対し、拉致被害者の即時帰国を含め、問題を早急に解決することを要求している。



国連総会における北朝鮮人権状況決議の採択
(平成19年12月19日)

② 多国間の枠組み

政府は、国際機関だけでなく、G8、アジア欧州会合（ASEM）等の多国間の枠組みにおいても、拉致問題の解決に向けた我が国の立場への支持と協力を強く働きかけてきている。例えば、平成19年5月のG8ハイリゲンダム・サミットでは、議長総括において、「我々は、北朝鮮に対し、拉致問題の早急な解決を含め、国際社会の他の安全保障及び人道上の懸念に対応するよう求める」との強いメッセージが盛り込まれた。また、同年5月にハンブルグで行われたASEM第8回外相会合の議長声明には、「会合は、北朝鮮における人道状況に効果的に対処することの必要性を強調した」との文言が含まれることとなった。

各国との連携

上記のような多国間の枠組みにおける働きかけと並行して、政府は、諸外国との首脳会談、外相会談等様々な機会を通じて、拉致問題に関する日本の立場を説明し、それに対する支持と協力を得てきている。主要なものを取り上げると以下のとおりである。



日米首脳会談（平成19年11月）

米国

平成19年11月の首脳会談においてブッシュ米国大統領が「拉致問題を決して忘れることない」と改めて述べ、また、同年9月及び本年2月の日米外相会談において、ライス米国国務長官より、拉致問題の重要性について理解を改めて示し、日米間で緊密に連携していくことを確認する等、様々なレベルにおいて拉致問題に関する日本の立場に対する理解と協力の姿勢が示されている。

韓国

韓国側からは、これまでも日本政府の立場に対する理解が表明されてきたが、本年2月に李明博政権が誕生してからは、本年4月にそれぞれ訪日した李明博大統領及び柳明桓^{イ・ミョンファン}外交通商部長官から、拉致問題について韓国政府としてもできるだけの協力をしたいとの立場が示され、核問題のみならず、拉致問題を含む人道問題についても連携が確認された。



日韓首脳会談（平成20年4月）



日中首脳会談（平成20年5月）

中国

これまでの首脳会談、外相会談においては、日本側からの働きかけに対し、中国側からは、日本側の関心の大きさに対する理解が示されてきたが、平成20年5月に訪日した胡錦濤^{コキンタウ}国家主席より福田総理に対し、日朝関係が進展することを強く期待、諸懸案について、対話と協議を通じ、適切に解決されると信じている旨の発言があった。

EU

日本政府とEUとは、拉致問題を含む北朝鮮の人権状況の改善を促すため、国連総会において北朝鮮人権状況決議を共同提案し、その採択を確保すべく緊密に連携する等、国連の場において連携してきている。また、本年4月に行われた日・EU定期首脳協議では、拉致問題を含む北朝鮮の人権状況の改善には国際社会の一致した対応が重要であり、日・EU間で引き続き連携していくことで一致した。



日・EU定期首脳協議（平成20年4月）

3 脱北者問題

北朝鮮を脱出した脱北者は、中国、モンゴル、タイ、ラオス等のアジア諸国に滞在しているとみられ、中国に最も多くの脱北者がいるものと考えられているが、そのほとんどは、滞在国当局の取締りや北朝鮮への強制送還等を逃れるために潜伏生活を行っていることから、実数の把握は極めて困難である。

政府は、脱北者の保護及び支援について、法の趣旨を踏まえ対応してきている。脱北者が日本国籍を有する者である場合には、邦人保護の見地から当該者をしかるべく保護して、その安全を図っている。また、元在日朝鮮人等の場合には、個々の事案に係る事情を具体的に検討した上で判断するとの方針に基づき対処している。政府としてこれまでに関知している範囲では、100名強の脱北者が我が国に入国している。

4 その他の人権侵害問題

日本人配偶者問題

過去に朝鮮半島出身者である夫等に随伴して北朝鮮に渡航した日本人配偶者の方々の安否確認及び故郷訪問についても、人道的観点から取り組むべき問題である。

昭和34年から昭和59年まで行われた在日朝鮮人等の帰還事業により北朝鮮に渡航した日本人配偶者1,831名に関し、政府としては、従来から、北朝鮮側に対し安否調査の要請等を行ってきた。これに対し、北朝鮮側からは、若干名の安否についての連絡及び手紙の伝達はあったが、親族から安否確認の要請があったすべての配偶者の安否が確認されているわけではない。

平成9年8月に日朝国交正常化交渉が再開したことを受けて、政府は、日本赤十字社に対し、故郷訪問の準備及び実施を依頼した。これを受け、赤十字ルートを中心に日朝間で調整が行われた結果、平成9年11月(15名)、平成10年1月から2月(12名)及び平成12年9月(16名)の3回にわたって、日本人配偶者の故郷訪問が実現した。しかし、これらの機会に故郷訪問を行った日本人配偶者は43名と総数の3%にも満たず、また、実施予定であった第4回目の故郷訪問も現在に至るまで実施されていない。

最近では、平成19年9月の第2回「日朝国交正常化のための作業部会」において、北朝鮮に対し日本人配偶者の安否確認の問題を提起したが、具体的進展はなかった。

北朝鮮内の人権侵害問題

国連、米国等の作成による報告書等の文書は、北朝鮮内におけるその他広範な人権侵害の存在を指摘するとともに憂慮を示している。例えば、国連人権理事会によって任命されているムンタボーン北朝鮮人権状況特別報告者は、懸命な調査を通じ、少しずつ北朝鮮の人権状況を明らかにしているが、同報告者の平成19年の国連総会における報告では、(1)北朝鮮人民の食糧・栄養に関する権利、(2)個人の安全、人道的な取扱い及び裁判に関する権利、(3)難民や庇護を求める人々の権利、(4)脆弱な特定のグループ(女性や児童)に関する権利、(5)人権・自由等を保護する当局の責任といった点について、北朝鮮に内在する課題を列挙している。

同報告で特筆すべきは、北朝鮮当局による生存権と表現の自由に対する侵害である。同報告では、北朝鮮においては、軍事を優先する「先軍政治」政策がとられていることから、治水や農業といった施策が十分でなく、そのため北朝鮮の人民は深刻な食糧不足にさらされていること、また、北朝鮮当局による「人民に対する犯罪」の取締まりにより、表現の自由、信教の自由、そして知る権利は大きく侵害されていることも指摘されている。

米国国務省が平成20年3月に発表した「各国人権状況報告書」の2007年版でも北朝鮮の劣悪な人権状況の概要が記されるとともに、それに対する懸念も表明されている。

このような北朝鮮の劣悪な人権状況に対する国際社会の理解を深め、北朝鮮に対して人権状況の改善に向けた対応を国際社会が一致して促すため、我が国はEUと共に北朝鮮の人権状況決議を3年連続で国連総会に共同提案している。北朝鮮人権状況決議では、北朝鮮人権状況特別報告者の報告等を踏まえ、拉致問題を含めた北朝鮮の人権問題を具体的に列挙しつつ、それらに対する深刻な懸念を表明するとともに、北朝鮮の人権状況を改善するため、北朝鮮人権状況特別報告者の北朝鮮への入域を認めること等を要求している。また、平成20年3月の人権理事会では、我が国はEUと共に北朝鮮人権状況特別報告者のマンデートの延長を求める決議案を提出し、我が国とEUが働きかけを行った結果、同決議は同月採択された。



外務省

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1
電話 03-3580-3311 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>
平成20年6月